

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市住民主体による高齢者助け合い応援事業補助金交付要綱（令和4年鹿屋市告示第92号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「補助を」を「高齢者の生活支援等に関する補助を」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。